

第 **75** 回  
定時株主総会  
招集ご通知

開催日時

2024年6月24日(月曜日)午前10時  
(受付開始:午前9時)

開催場所

大阪市北区南森町一丁目4番5号  
当社5階会議室

議決権行使期限

2024年6月21日(金曜日)午後6時

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)等に対する株式報酬等の額および内容決定の件

新晃工業株式会社

証券コード 6458

証券コード 6458  
2024年6月7日

株 主 各 位

大阪市北区南森町一丁目4番5号  
**新 晃 工 業 株 式 会 社**  
代表取締役社長 末 永 聡

## 第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第75回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.sinko.co.jp/ir/stock/shareholders/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトアクセスして、当社名（新晃工業）または証券コード  
（6458）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご  
確認ください。



なお、当日のご出席に代えて書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいますと、2024年6月21日（金曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. **開催日時** 2024年6月24日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. **開催場所** 大阪市北区南森町一丁目4番5号  
当社 5階 会議室
3. **目的事項**
  - 報告事項**
    1. 第75期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第75期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）計算書類の内容報告の件
  - 決議事項**
    - 第1号議案** 剰余金の処分の件
    - 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
    - 第3号議案** 監査等委員である取締役5名選任の件
    - 第4号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
    - 第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）等に対する株式報酬等の額および内容決定の件

以 上

- ◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席いただいた場合にサポートが必要な株主様は、会場スタッフへお声がけください。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにご修正内容を掲載させていただきます。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査した対象の一部であります。
  - ①連結計算書類の連結注記表
  - ②計算書類の個別注記表
- ◎当社では、ご出席の株主様に対するお土産の配布は実施しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ◎今後の状況により、株主総会の運営方法について変更等がある場合は、当社ウェブサイト（[www.sinko.co.jp](http://www.sinko.co.jp)）に掲載いたします。

## 議決権行使方法についてのご案内

### 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2024年6月24日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

### 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年6月21日（金曜日）午後6時到着分まで

### インターネットで議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に記載されたログインID、仮パスワードをご入力いただき、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

詳細は、次頁の「電磁的方法（インターネット）による議決権行使について」をご参照ください。

行使期限

2024年6月21日（金曜日）午後6時入力完了分まで

- ・書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・議決権の不統一行使をされる場合には、その旨および理由を当社にご通知ください。

### 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## <電磁的方法（インターネット）による議決権行使について>

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)

議決権行使期限

2024年6月21日（金曜日） 午後6時入力完了分まで



### QRコードを読み取る方法

QRコードを読み取りいただくことで「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要に



議決権行使書副票(右側)

### 【アクセス手順】

- ①お手持ちのスマートフォンかタブレット端末にて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取りいただき、ログイン。
- ②ログイン後は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### ログインID・仮パスワードを入力する方法 パソコンの場合

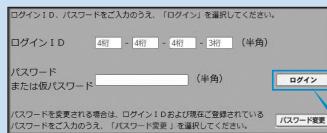
#### 【アクセス手順】

#### ①WEBサイトへアクセス



「次の画面へ」をクリック

#### ②「ログインID」と「仮パスワード」を入力



入力して「ログイン」をクリック

#### ③以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ  
 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）  
 電話 0120-173-027（受付時間午前9時～午後9時、通話料無料）

## 業績ハイライト

売上高

51,943百万円  
(前期比15.9%増)

経常利益

9,120百万円  
(前期比39.4%増)

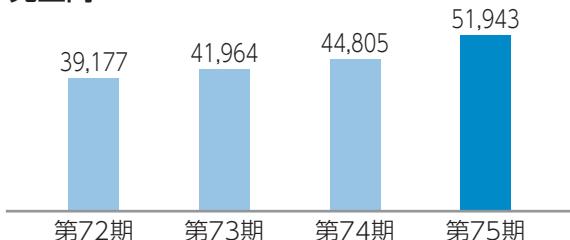
営業利益

8,627百万円  
(前期比43.8%増)

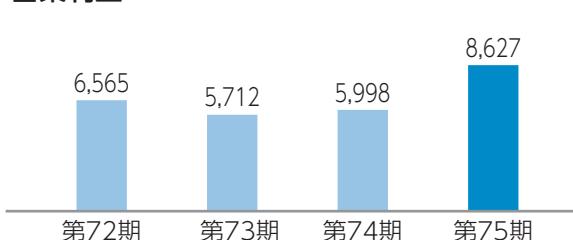
親会社株主に帰属する  
当期純利益

6,580百万円  
(前期比45.8%増)

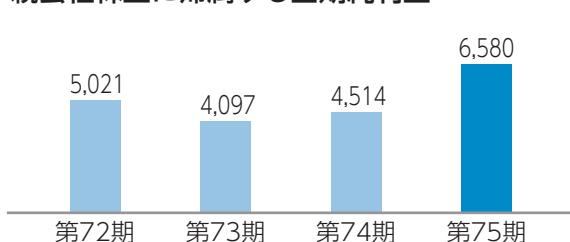
売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)



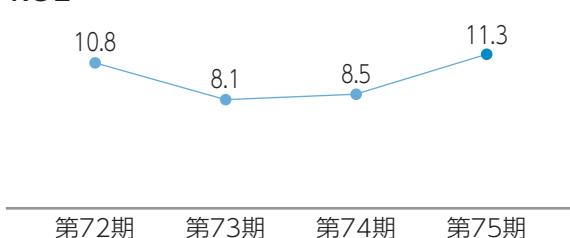
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



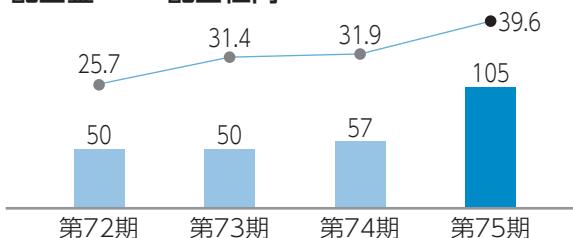
1株当たり当期純利益 (円)



ROE (%)



配当金 (円)・配当性向 (%)



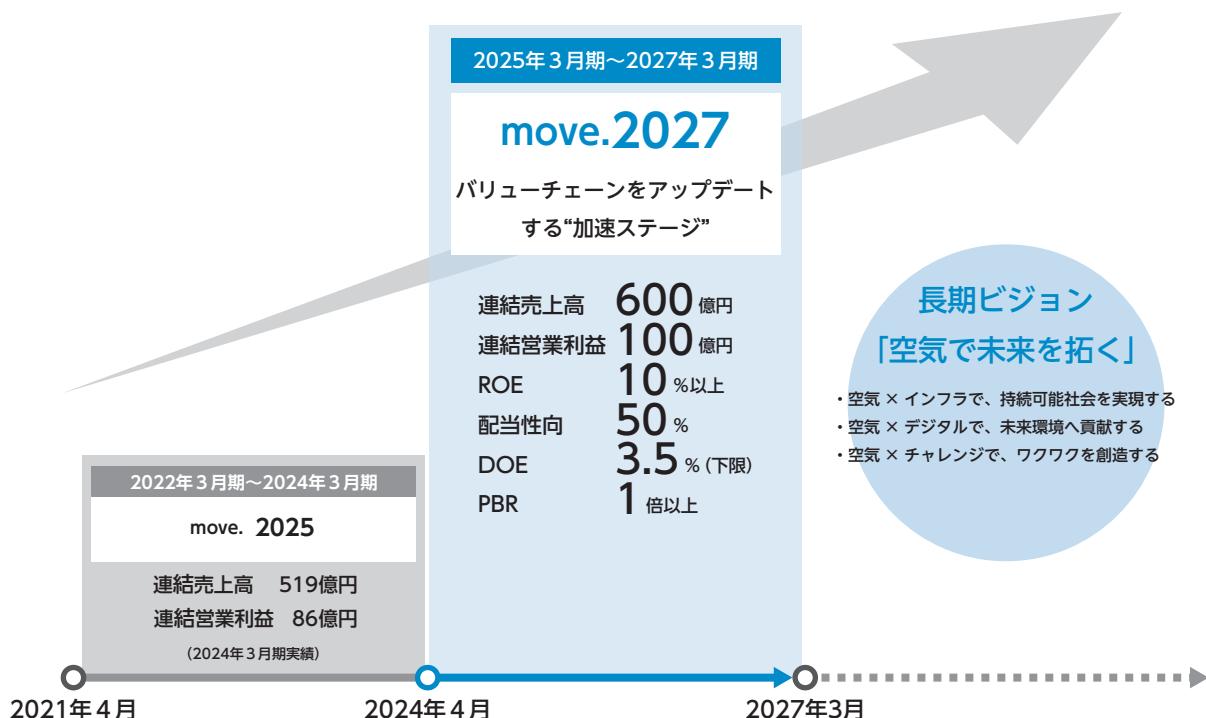
## 新中期経営計画『move.2027』（2025年3月期～2027年3月期）

前中期経営計画のもと進めてきた「SIMA（SINKO Innovative Manufacturing of AHU）」プロジェクトにより構築中の事業基盤を土台として、既存市場における更なる収益性の向上と新市場での挑戦を進めてまいります。最高性能と品質を兼ね備えた製品と蓄積したノウハウに基づくサービスでお客様における価値を創造し続け、バリューチェーンを活かした事業拡大と深耕に取り組んでまいります。また、PBRを高めるため資本コスト・資本収益性を意識した経営を推進することとし、収益拡大に向けた挑戦のほか、株主還元の強化と大胆な資本構成の見直しに関し具体的な指標を定め進めてまいります。

※2024年5月14日に公表いたしましたとおり、足元の事業環境等を踏まえ、2023年11月に公表した「move.2027」の業績目標を一部上方修正しております。

### 加速ステージとしての move.2027

#### ■ 「move.2027」を“加速ステージ”として取り組む



# 事業報告

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、コストカット型経済から活発な投資と賃上げ等が牽引する成長型経済への変革を目指すなかで、消費者物価の上昇と企業収益の改善が認められるなど緩やかな景気回復が続きました。

当業界におきましては、製造拠点の国内回帰を背景に産業空調を中心とした投資が続いたほか、AIやクラウドサービスの拡大を見据えたデータセンターへの投資が広がるなど、管工事設備工事会社の受注高は引き続き高水準で推移しており良好な事業環境が続きました。

こうした情勢のもと、当社グループは、産業向け・データセンター向けなど5つの重点ターゲットに対する製品・サービスの販売施策遂行や事業のデジタル化を進めてまいりました。また、2023年11月には、2025年3月期を最終年度とする中期経営計画「move.2025」を一年前倒しで更新し、新しい中期経営計画「move.2027」を発表いたしました。新中期経営計画「move.2027」では、資本コスト経営を事業運営の軸としていくことを明示し、目標とする経営指標も従来の連結営業利益からROE等に切り替え、ROE10%以上・PBR1倍以上など、資本コストと株価を意識した目標を具体的に示しております。

当連結会計年度は新中期経営計画開始前の期ではあるものの、新たに定めたこれら経営目標実現のため、収益拡大に挑戦するための生産能力の増強のほか、建物の価値向上に貢献する製品提供やお客様へのサポート体制、ならびに迅速なメンテナンス体制をグループ内でそろえているバリューチェーンの強みを活かしターゲット市場攻略を進めてまいりました。

また、新しい中期経営計画では、株主還元の強化を目的とし、2024年3月期において概ね40%の水準であった配当性向を、2025年3月期以降は50%へ引き上げかつDOE3.5%を下限とすることを配当政策としております。加えて、概ね今後5年間で100億円規模の自己株式の取得を進めることとしております。

さらに、足元の事業環境等を踏まえ、2023年11月に発表した新中期経営計画「move.2027」において目標としていた2027年3月期の連結売上高目標を560億円から600億円に、同連結営業利益目標を86億円から100億円にそれぞれ上方修正することといたしました。詳細は、2024年5月14日に開示いたしました「中期経営計画「move.2027」(2025年3月期～2027年3月期)業績目標の上方修正に関するお知らせ」をご参照願います。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

## 日本

産業空調関連の機器販売が伸びたほか、高水準で推移する空調工事需要の獲得に努めた結果、売上高は44,426百万円(前連結会計年度比15.0%増)となりました。利益面におきましては、増収ならびに価格改定の寄与に加え、製品およびサービスの付加価値向上に尽力した結果、セグメント利益(営業利益)は8,448百万円(前連結会計年度比40.4%増)となりました。

## アジア

中国では、政策効果により景気は持ち直しの動きが認められています。こうしたなか、新型コロナウイルス感染症の影響を受け前期末から当期への納期ずれが発生したことならびに円安の影響等により売上高は7,539百万円(前連結会計年度比21.3%増)となりました。利益面では、販売面・製造面での利益率の向上により、セグメント利益(営業利益)は135百万円(前連結会計年度はセグメント損失68百万円)となりました。

この結果、当社グループの売上高は51,943百万円(前連結会計年度比15.9%増)となりました。利益面におきましては、営業利益は8,627百万円(前連結会計年度比43.8%増)、経常利益は9,120百万円(前連結会計年度比39.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は6,580百万円(前連結会計年度比45.8%増)となりました。

## 2. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は2,960百万円であり、その主なものは国内における実験棟の建設および生産設備の改修であります。

## 3. 資金調達の状況

当連結会計年度の特記すべき資金調達はありません。

## 4. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国土交通省が公表している建築着工予定金額や管工事設備工事業に係る受注高が高水準で推移しており、工場・研究施設・データセンターなどの産業空調を中心として引き続き需要は堅調に推移するものとみられます。一方で、2024年度より始まった建設業ならびに物流業における働き方改革規制は、当業界の需要や事業環境に一定の変化をもたらすと考えております。

このような情勢のなか、新中期経営計画「move.2027」に基づき日本セグメントでは、データセンター空調市場、ヒートポンプ市場、空調工事市場での販売拡大のほか、冷却塔商材を用いた新市場開拓に注力してまいります。特に、大きな能力と安定稼働が求められるデータセンター

向けの空調市場は、当社グループの強みを発揮できる有望ターゲットとして重点的に取り組んでまいります。

一方で、デジタルの力を用いて労働集約型事業からの脱却を目指すSIMAプロジェクトは、新システムの一部リリースを開始する段階に至りました。当社独自に構築した約1万件のセントラル空調機のデータベースから、お客様が簡単に打ち合わせ図面を検索できるサービス「SINKOダイレクト」をリリースするなど、デジタルの力で新しいお客様満足の向上を目指してまいります。今後も予定している本格的なプロジェクトの効果発現については引き続き全社一丸となって達成を目指してまいります。

アジアセグメントにおいては、主に中国にて製品やサービス面での他社との差別化を目指す販売戦略と原価低減を徹底することで、高い収益性を確保するビジネス構築を進めてまいります。

以上を踏まえ、2025年3月期の業績見通しは以下のとおりです。

### 2025年3月期の通期連結業績見通し

売上高54,000百万円（前連結会計年度比4.0%増）

営業利益9,100百万円（前連結会計年度比5.5%増）

経常利益9,500百万円（前連結会計年度比4.2%増）

親会社株主に帰属する当期純利益6,800百万円（前連結会計年度比3.3%増）

株主の皆様におかれましては、今後とも、何卒一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 5. 財産および損益の状況の推移

区 分	第72期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	第73期 (2021.4.1～ 2022.3.31)	第74期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	第75期 (2023.4.1～ 2024.3.31) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	39,177	41,964	44,805	51,943
経常利益 (百万円)	6,997	6,048	6,540	9,120
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	5,021	4,097	4,514	6,580
1株当たり当期純利益	194円25銭	159円12銭	178円62銭	265円11銭
純資産 (百万円)	50,981	53,982	57,683	63,907
総資産 (百万円)	69,000	72,046	77,526	88,038

- (注) 1. 第73期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第73期以降に係る財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を除く)により算出しております。なお、1株当たり当期純利益を算定するための自己株式数には、株式付与E S O P信託が保有する当社株式を含めております。

## 6. 重要な親会社および子会社

- (1) 親会社との関係  
該当事項はありません。
- (2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	出 資 比 率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
新晃アトモス株式会社	60	100	空調用設備および消火設備の設計、施工、関連機器の販売、保守点検および整備
千代田ビル管財株式会社	30	100	建物設備全般の総合管理および各種清掃
日本ビー・イー・シー株式会社	300	75	氷蓄熱装置、冷却塔等の販売
上海新晃空調設備股份有限公司	百万中国元 355	50	空調機器の製作、販売

- (3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## 7. 主要な事業内容

当社グループは、空調機、ファンコイルユニット等の製造販売および関連工事等の空調機器製造販売事業ならびにビル管理事業等を主たる事業として行っております。

## 8. 主要な拠点等

### (1) 当 社

本 社	大阪市北区南森町一丁目4番5号
東京本社	東京都中央区日本橋浜町二丁目57番7号
神奈川工場	神奈川県秦野市菩提160番地の1
岡山工場	岡山県津山市草加部1458番地の4
東京支社	東京都中央区日本橋浜町二丁目57番7号
大阪支社	大阪市北区南森町一丁目4番5号
名古屋支社	名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号 名古屋三井ビルディング本館
SINKOテクニカルセンター	神奈川県秦野市菩提160番地の1
SINKO AIR DESIGN STUDIO	大阪府寝屋川市宇谷町11番13号
営 業 所	札幌・東北（仙台市）・九州（福岡市）

### (2) 重要な子会社

国 内	新晃アトモス株式会社（東京都） 千代田ビル管財株式会社（東京都） 日本ビー・エー・シー株式会社（東京都）
海 外	上海新晃空調設備股份有限公司（中国）

## 9. 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,616名	107名増

（注）従業員数は就業人員であります。

## 10. 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社三菱UFJ銀行	1,222
株式会社中国銀行	410
株式会社横浜銀行	367

百万円

## II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 79,850,000株
2. 発行済株式の総数 27,212,263株
3. 株 主 数 15,180名（前期末比7,365名減）
4. 大 株 主

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社明晃	4,507	18.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,689	10.76
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	1,598	6.39
ダイキン工業株式会社	1,350	5.40
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE 009-016064-326 CLT	774	3.09
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	751	3.00
株式会社三菱UFJ銀行	743	2.97
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	659	2.63
日本生命保険相互会社	621	2.48
新晃持株会	470	1.88

（注） 当社は、自己株式2,227千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して算出しております。なお、自己株式には、株式付与E S O P信託が保有する当社株式245千株を含んでおりません。

### 5. 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）	4,500株	3名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

### 6. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### Ⅳ 会社の役員に関する事項

#### 1. 取締役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況等
末 永 聡	代表取締役社長兼社長執行役員	
青 田 徳 治	代表取締役副社長兼副社長執行役員 管理本部長	
谷 口 武 則	取締役兼専務執行役員 生産本部長	
藤 井 智 明	取締役兼専務執行役員 経営企画室長	
道 端 徳 昭	取締役兼常務執行役員 営業統括本部長	
安 達 美奈子	取締役	ホーチキ株式会社 監査役（非常勤） 三信電気株式会社 社外取締役
平 野 伸 一	取締役	ギグワークス株式会社 社外取締役 理研ビタミン株式会社 社外取締役
金 田 敬 史	取締役（常勤監査等委員）	
佐 野 雅 一	取締役（常勤監査等委員）	
藤 田 充 也	取締役（監査等委員）	藤田・金山法律事務所代表弁護士
水 村 健一郎	取締役（監査等委員）	
中 川 善 雄	取締役（監査等委員）	中川法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役安達美奈子、平野伸一、取締役（監査等委員）藤田充也、水村健一郎および中川善雄の5氏は、社外取締役であります。
2. 取締役金田敬史および佐野雅一の両氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するためであります。
3. 取締役安達美奈子、平野伸一、取締役（監査等委員）藤田充也、水村健一郎および中川善雄の5氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役（監査等委員）水村健一郎氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 武田昇三氏は、2023年6月23日付で任期満了により取締役（監査等委員を除く。）を退任いたしました。

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

## 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および国内の子会社の取締役、執行役員および管理監督者である従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し、保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用等が填補されることとなります。

ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど一定の免責事項を設け、当該被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

## 4. 取締役の報酬等

### (1) 当事業年度に係る役員報酬等の総額等

区 分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取締役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	8 (2)	195 (12)	119 (12)	71 (-)	4 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	5 (3)	35 (18)	35 (18)	-	-
計	13 (5)	231 (30)	155 (30)	71 (-)	4 (-)

- (注) 1. 上記には、2023年6月23日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 (監査等委員を除く。) 1名の在任中の報酬等を含めております。
2. 非金銭報酬の内容は、譲渡制限付株式であり、当該報酬の内容は、「(2)取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に記載のとおりです。

### (2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬総額は、2016年6月28日開催の第67回定時株主総会において年額300百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。決議時の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は7名) と決議されております。

また、監査等委員である取締役の報酬総額は、同じく2016年6月28日開催の第67回定時株主総会において年額50百万円以内 (決議時の監査等委員である取締役は5名) と決議されております。

上記に加え、2017年6月28日開催の第68回定時株主総会において、当社が報酬を支払う取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いただいております。その報酬限度額は年額90百万円以内とされております。なお、当該報酬額は、原則3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して3事業年度の初年度に支給するものであります（決議時の対象取締役は6名）。

### (3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社では、指名・報酬委員会が取締役会の諮問に応じて取締役の報酬等に関する方針について審議・答申を行い、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議することとしております。

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、その限度内で人事担当取締役が経営環境および功績等を勘案のうえ原案を作成し、客観性・透明性を確保するために指名・報酬委員会および監査等委員会の意見を参考にしたうえで社外取締役を含む取締役会の決議により決定しております。

監査等委員である各取締役の報酬額は、その限度内で監査等委員である取締役の協議により決定しております。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬および業績に連動する報酬で構成されており、当事業年度におけるその比率はおおよそ6：4であります。業績連動報酬に係る指標としては、主に当社の営業利益および連結営業利益等を選択しております。これらの利益を業績連動報酬の指標としている理由は、本業の収益性を示す指標として最も適しているためであります。業績連動報酬は役職毎に定められた固定報酬に、当事業年度における営業利益および連結営業利益等の過年度比増減、各役員の個人業績評価、翌事業年度以降の業績見込み等により総合的に決定された業績支給率を乗じて決定し、固定報酬と併せて、翌事業年度の月例報酬として支給しております。単体および連結の各利益の実績については、計算書類および連結計算書類をご参照ください。

なお、社外取締役については、その役割と独立性の観点から、固定報酬のみとしております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

## 5. 社外役員に関する事項

### (1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等の関係

取締役安達美奈子氏はホーチキ株式会社の非常勤監査役ならびに三信電気株式会社の社外取締役を兼職しております。なお、当社とホーチキ株式会社ならびに三信電気株式会社との間には、特別な関係はありません。

取締役平野伸一氏はギグワークス株式会社の社外取締役ならびに理研ビタミン株式会社の社外取締役を兼職しております。なお、当社とギグワークス株式会社ならびに理研ビタミン株式会社との間には、特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）藤田充也氏は藤田・金山法律事務所の代表弁護士を兼職しております。なお、当社と藤田・金山法律事務所との間には、特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）中川善雄氏は中川法律事務所の弁護士を兼職しております。なお、当社と中川法律事務所との間には、特別な関係はありません。

### (2) 当事業年度における主な活動状況

取締役 安達美奈子

当事業年度開催の取締役会17回のうち16回出席し、とりわけ海外事情に精通しており、営業および管理に関して適宜発言しております。

取締役 平野伸一

当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、長年培われた企業経営の豊富な経験・見地から、経営全般について適宜発言しております。

取締役（監査等委員） 藤田充也

当事業年度開催の取締役会17回および監査等委員会12回の全てに出席し、弁護士の立場から企業法務に関する深い見識に基づき適宜発言しております。

取締役（監査等委員） 水村健一郎

当事業年度開催の取締役会17回および監査等委員会12回の全てに出席し、出身分野である金融機関で培われた豊富な知識・見地から適宜発言しております。

取締役（監査等委員） 中川善雄

当事業年度開催の取締役会17回および監査等委員会12回の全てに出席し、検事・弁護士として培われた豊富な経験・見地から適宜発言しております。

## V 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45百万円
当社および当社社会が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記のほか、会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合やその他会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など、会計監査人の解任または不再任が妥当と判断した場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。

## Ⅵ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備する。

#### (1) 当社および当社子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社取締役会は、当社グループの取締役、執行役員およびその他の使用人が、経営理念および行動規範に則って、法令・定款および社会規範を順守した行動をとるための取り組みを統括する。また、当社取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直すとともに、内部統制システムの充実に努める。
- ② 当社取締役会は、コンプライアンス室を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の構築維持に努める。また、コンプライアンス室は、法令・定款および社会規範に違反する行為の発生または発生するおそれを発見した使用人が、直接に連絡と相談をするための窓口とする。
- ③ 当社取締役会は、情報セキュリティ管理室を設置し、当社グループの情報セキュリティの維持・運営・向上のため、会社保有情報およびその環境を管理、安全に保護することに努める。また、情報セキュリティ管理室は、内部監査室と協業し、会社各部門および事業場の情報セキュリティ管理状態を監査・監督し、適切な助言や勧告を行う。

#### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に従い適切に保存および管理する。文書および電磁的媒体に記録された情報の効率的な利用と情報セキュリティに関しては、必要に応じて見直しを行う。

### (3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクを評価し管理するため、リスク管理規程に則って経営リスクを管理する。
- ② 取締役会のほか、業務統括会議において営業上の問題、経営上の問題、海外の事業概況等の諸々の問題を全社的な視点で検討・評価し、当社グループが直面する可能性のあるリスクについて有効な対策を実施できるようリスク管理体制の構築および運用を行う。
- ③ 当社グループに危機が生じた際は、当社代表取締役が統括し、管理本部担当取締役が委員長であるリスク管理委員会の指揮のもと対応する。
- ④ 当社取締役会は、事業継続を脅かす事態の発生に備え、事業継続計画（BCP）を策定し、事業の早期復旧・継続に向けた有事の対応体制および平時の運用体制の構築、運用を行う。

### (4) 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の取締役会は原則月1回開催し、法定決議事項のほか重要な経営方針、重要な職務執行に関する事項の決定を行うとともに、当社グループの取締役等の職務執行状況の監督等を行う。
- ② 執行役員は、取締役会の監督のもと、経営目標が効率的かつ適正に達成されるよう担当業務を執行する。

### (5) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループ会社の管理は、関係会社管理規程に基づき担当部署を設置し、管理本部担当取締役が統括する。
- ② 当社代表取締役は代表取締役直轄の内部監査室を設置し、当社グループにおける業務の執行状況の確認・評価を行う。
- ③ 当社代表取締役は、内部監査室から報告を受け、取締役会で当社グループの業務の改善方針について審議を行い必要な対応を指示する。
- ④ 内部監査室は、業務執行状況の確認を通じて発見した改善事項について、各部門等に対して助言を行い、業務の適正を確保するための体制の強化を支援する。

**(6) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

経営企画室担当取締役は、当社グループ会社に対してその業績、財務状況その他営業上の重要な事項などについて、定期的・継続的に報告させるものとする。

**(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を必要とした場合、取締役会で協議のうえ設置するものとしており、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。
- ② 当該使用人は監査等委員会の補助業務に関し監査等委員会の指揮命令下に置くものとする。

**(8) 当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 監査等委員会は、取締役会等重要会議への出席や経営者との情報交換および会社の意思決定に係る重要文書の閲覧等を通じて、会社経営全般の状況を把握する。
- ② 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員およびその他の使用人は、監査等委員会に対し、以下の事項についてはいつでも報告ができるものとする。また、当社取締役会は、S Kグループコンプラほっライン規程を当社グループ共通の規程として定め、報告をした者に対する不利な取扱いを禁止する旨を定める。
  - イ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に関しての不正行為、法令・定款に違反する等コンプライアンス上の問題
  - ロ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
  - ハ 重要な情報開示事項
- ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員およびその他の使用人は、監査等委員会が当社の業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

**(9) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項およびその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ② 監査等委員会は、監査等委員会規程および監査等委員会監査等基準に基づき、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室および会計監査人と緊密な連携を保ちながら適正な監査を行う。

**(10) 反社会的勢力排除に向けた体制**

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。また、SINKOグループ行動規範に反社会的勢力への対応を規定しグループ内に周知するとともに、反社会的勢力から接触があった場合には、必要に応じ警察その他関係機関と連携して組織的な対応を行う。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) コンプライアンス

当社の取締役会は、当社グループの取締役、執行役員およびその他の使用人が、経営理念および行動規範に則って、法令・定款および社会規範を順守した行動をとるための取り組みを統括しております。当社およびグループ会社の各事業所において、経営理念・行動規範等を記した「SINKO COMPASS CARD」に基づき、職場での話し合いを年2回実施することにより周知徹底に努め、その実施状況について取締役会に報告しております。また、内部統制システムを整備するとともにコンプライアンス室を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の構築・維持に努めております。当社では、法令違反や内部規程違反となる可能性のある行為等の早期発見を目的として「S Kグループコンプラほっとライン」を設けており、通報・相談の有無について毎月取締役会に報告しているほか、毎年コンプライアンスに関する教育受講を必須とし、意識向上に努めております。

### (2) リスク管理

当社グループのリスク管理体制は、代表取締役が統括し、管理本部担当取締役が委員長であるリスク管理委員会を設置しております。当社グループに危機が生じた際は、リスク管理委員会の指揮のもと対応することとしております。委員である当社の各事業所長および子会社社長、コンプライアンス室長は、リスク事項の有無にかかわらず、リスクの確認状況を毎月委員長に書面で報告し、委員長は取締役会で報告しております。また、情報セキュリティ管理室を設置し、情報セキュリティチェックシートの提出や、毎月の標的型メール訓練の実施等、継続的な教育・啓蒙により、情報セキュリティ強化に努めております。

### (3) 取締役の職務の執行

当社は、取締役会を原則月1回開催することとしており、当事業年度におきましては17回開催しております。取締役会では、法定決議事項のほか重要な経営方針、重要な職務執行に関する事項の決定を行っております。また、取締役会は、業務執行の責任と役割を明確化し、現場レベルでの意思決定を当社の執行役員に委任しており、取締役および執行役員の職務執行状況の監督等を行っております。取締役は、執行役員が出席する業務統括会議など重要な会議へ参加し、執行役員等に対して業務の執行状況の報告を求め監督しております。

(4) グループガバナンス

当社グループ会社の管理は、管理本部担当取締役が統括しており、監査等委員会による監査、内部監査室による内部監査を通じ、当社グループにおける業務の適正を確保しております。また、社長会を年4回実施し、定期的に各グループ会社の経営状況・財務状況等について必要な報告を受けております。

(5) 監査等委員会の監査

当社の監査等委員会は、取締役会等重要会議への出席や経営者との情報交換および会社の意思決定に係る重要文書の閲覧等を通じて、会社経営全般の状況を把握しております。監査等委員会は各事業所および各グループ会社への監査を通じ各事業所長および各グループ会社の経営陣に対して適切に意見を述べるとともに、取締役会に報告を行っております。

また、会計監査人、内部監査室との定期的な意見交換および情報交換を実施し、監査の実効性の向上を図っております。

なお、当事業年度におきましては、監査等委員会を12回開催しております。

(6) 内部監査

内部監査室は、内部監査計画に基づき内部監査を実施し、その監査結果について代表取締役および監査等委員に報告を行っております。また、会計監査人と情報を共有するなど連携を図り、監査の実効性が高まるよう取り組んでおります。

---

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>51,693</b>	<b>流動負債</b>	<b>18,455</b>
現金及び預金	17,735	支払手形及び買掛金	5,369
受取手形、売掛金及び契約資産	18,593	電子記録債務	5,744
電子記録債権	7,416	短期借入金	600
有価証券	4,999	1年内返済予定の長期借入金	395
商品及び製品	823	未払法人税等	1,865
仕掛品	844	未払消費税等	686
原材料	2,033	賞与引当金	749
その他	407	株主優待引当金	17
貸倒引当金	△ 1,160	その他	3,026
<b>固定資産</b>	<b>36,344</b>	<b>固定負債</b>	<b>5,675</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>19,076</b>	長期借入金	1,599
建物及び構築物	7,487	繰延税金負債	1,964
機械装置及び運搬具	1,148	再評価に係る繰延税金負債	838
工具、器具及び備品	900	役員退職慰労引当金	19
土地	9,059	株式給付引当金	236
建設仮勘定	480	退職給付に係る負債	859
<b>無形固定資産</b>	<b>1,097</b>	長期未払金	53
ソフトウェア	799	その他	104
その他	298	<b>負債合計</b>	<b>24,130</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>16,170</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	14,687	<b>株主資本</b>	<b>55,085</b>
繰延税金資産	99	資本金	5,822
その他	1,405	資本剰余金	6,096
貸倒引当金	△ 22	利益剰余金	46,959
<b>資産合計</b>	<b>88,038</b>	自己株式	△ 3,793
		その他の包括利益累計額	6,004
		その他有価証券評価差額金	5,928
		土地再評価差額金	△ 725
		為替換算調整勘定	801
		<b>非支配株主持分</b>	<b>2,817</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>63,907</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>88,038</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		51,943
売上原価		32,843
売上総利益		19,100
販売費及び一般管理費		10,473
営業利益		8,627
営業外収益		
受取利息及び配当金	269	
持分法による投資利益	2	
その他	329	602
営業外費用		
支払利息	21	
その他	87	109
経常利益		9,120
特別利益		
投資有価証券売却益	440	440
税金等調整前当期純利益		9,561
法人税、住民税及び事業税	2,942	
法人税等調整額	△ 140	2,801
当期純利益		6,759
非支配株主に帰属する当期純利益		178
親会社株主に帰属する当期純利益		6,580

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	5,822	6,086	42,195	△2,824	51,280
当期変動額					
剰余金の配当			△ 1,816		△ 1,816
親会社株主に帰属 する当期純利益			6,580		6,580
自己株式の取得				△ 1,001	△ 1,001
自己株式の処分		9		32	42
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	9	4,764	△ 968	3,805
当期末残高	5,822	6,096	46,959	△ 3,793	55,085

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	3,969	△725	632	3,877	2,525	57,683
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1,816
親会社株主に帰属 する当期純利益						6,580
自己株式の取得						△ 1,001
自己株式の処分						42
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	1,958		168	2,126	292	2,419
当期変動額合計	1,958	—	168	2,126	292	6,224
当期末残高	5,928	△ 725	801	6,004	2,817	63,907

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>32,760</b>	<b>流動負債</b>	<b>10,969</b>
現金及び預金	9,398	支払手形	419
受取手形	721	電子記録債務	4,395
電子記録債権	6,500	買掛金	1,328
売掛金及び契約資産	8,258	短期借入金	600
有価証券	4,999	1年内返済予定の長期借入金	385
製品	749	未払金	40
仕掛品	556	未払費用	809
原材料	1,538	未払法人税等	1,054
前払費用	46	前受金	100
その他	36	預り金	229
貸倒引当金	△ 47	賞与引当金	550
		株主優待引当金	17
<b>固定資産</b>	<b>39,195</b>	その他	1,037
<b>有形固定資産</b>	<b>16,774</b>	<b>固定負債</b>	<b>8,066</b>
建物	5,725	長期借入金	1,589
構築物	345	関係会社長期借入金	3,600
機械及び装置	778	繰延税金負債	1,625
車両運搬具	25	再評価に係る繰延税金負債	838
工具、器具及び備品	774	株式給付引当金	169
土地	8,643	退職給付引当金	117
建設仮勘定	480	その他	126
<b>無形固定資産</b>	<b>793</b>	<b>負債合計</b>	<b>19,035</b>
ソフトウェア	741	<b>(純資産の部)</b>	
その他	52	<b>株主資本</b>	<b>48,881</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>21,627</b>	資本金	5,822
投資有価証券	11,413	資本剰余金	6,035
関係会社株式	9,340	資本準備金	1,455
長期前払費用	33	その他資本剰余金	4,579
生命保険積立金	748	<b>利益剰余金</b>	<b>40,816</b>
その他	113	その他利益剰余金	40,816
貸倒引当金	△ 21	別途積立金	2,040
		繰越利益剰余金	38,776
<b>資産合計</b>	<b>71,955</b>	<b>自己株式</b>	△ 3,792
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>4,038</b>
		その他有価証券評価差額金	4,764
		土地再評価差額金	△ 725
		<b>純資産合計</b>	<b>52,920</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>71,955</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		28,289
売上原価		16,949
売上総利益		11,339
販売費及び一般管理費		5,971
営業利益		5,368
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,483	
その他	181	1,664
営業外費用		
支払利息	45	
その他	44	89
経常利益		6,943
特別利益		
投資有価証券売却益	329	329
税引前当期純利益		7,273
法人税、住民税及び事業税	1,766	
法人税等調整額	△ 58	1,708
当期純利益		5,564

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当期首残高	5,822	1,455	4,570	6,025
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			9	9
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	9	9
当期末残高	5,822	1,455	4,579	6,035

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	2,040	35,028	37,068	△ 2,824	46,093
当期変動額					
剰余金の配当		△ 1,816	△ 1,816		△ 1,816
当期純利益		5,564	5,564		5,564
自己株式の取得				△ 1,001	△ 1,001
自己株式の処分				32	42
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	3,747	3,747	△ 968	2,788
当期末残高	2,040	38,776	40,816	△ 3,792	48,881

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	3,448	△ 725	2,722	48,815
当期変動額				
剰余金の配当				△ 1,816
当期純利益				5,564
自己株式の取得				△ 1,001
自己株式の処分				42
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,316		1,316	1,316
当期変動額合計	1,316	-	1,316	4,104
当期末残高	4,764	△ 725	4,038	52,920

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

新晃工業株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 前川 英 樹  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 谷 間 薫  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新晃工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新晃工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

新晃工業株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 前川 英樹  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 谷間 薫  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新晃工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

新晃工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 金 田 敬 史 ㊞

常勤監査等委員 佐 野 雅 一 ㊞

監査等委員 藤 田 充 也 ㊞

監査等委員 水 村 健一郎 ㊞

監査等委員 中 川 善 雄 ㊞

(注) 監査等委員藤田充也、水村健一郎及び中川善雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は財務体質の強化および業容拡充を図る一方、株主各位に対しては業績動向を勘案しつつ積極的な利益還元を行っていく所存であります。また、内部留保金につきましては、長期的な視野に立ち、経営体質の強化ならびに将来の事業展開に活用してまいります。

この方針のもと、当期の期末配当金につきましては、当期の業績動向等を踏まえ、前期に比べ33円増配し、1株につき70円といたしたいと存じます。

#### 期末配当金に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき 70円 総額 1,748,960,990円  
(注) 中間配当を含めた当事業年度年間配当は、1株につき前期に比べ48円増配の105円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年6月25日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役会における監督機能のさらなる強化を図るため、社外取締役を1名増員することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関し監査等委員会は妥当と判断し、陳述すべき事項はない旨を確認しております。

候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位および担当	取締役会出席状況	性別
1	すえ なが 末 永	さとし 聡 <b>再任</b>	代表取締役社長兼社長執行役員	17回中17回 (100%)	男性
2	あお た 青 田	とく じ 徳 治 <b>再任</b>	代表取締役副社長兼副社長執行役員 管理本部長	17回中17回 (100%)	男性
3	たに ぐち 谷 口	たけ のり 武 則 <b>再任</b>	取締役兼専務執行役員 生産本部長	17回中17回 (100%)	男性
4	ふじ い 藤 井	とも あき 智 明 <b>再任</b>	取締役兼専務執行役員 経営企画室長	17回中17回 (100%)	男性
5	みち ばた 道 端	のり あき 徳 昭 <b>再任</b>	取締役兼常務執行役員 営業統括本部長	17回中17回 (100%)	男性
6	あ だち み な こ 安 達 美 奈 子	<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	取締役	17回中16回 (94%)	女性
7	ひら の 平 野	しん いち 伸 一 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	取締役	17回中17回 (100%)	男性
8	ふく だ い つ こ 福 田 伊 津 子	<b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	—	—	女性

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	すえなが <b>末永</b> (1962年3月8日生) <b>再任</b>	1984年4月 当社入社 2007年4月 当社東京支社長 2008年6月 当社執行役員 2013年6月 当社取締役兼執行役員 2016年4月 当社取締役兼常務執行役員 当社経営企画本部長 2017年6月 当社取締役兼専務執行役員 2020年6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員（現任）	14,000株
[取締役候補者とした理由] 同氏は入社以来、国内および海外の営業部門に携わり、2020年から当社代表取締役社長を務めております。当社における業務上の豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	あおた <b>青田</b> (1962年3月1日生) <b>再任</b>	2011年10月 (株)三菱東京UFJ銀行（現(株)三菱UFJ銀行） 目黒支社長 2014年2月 当社入社 当社管理本部副本部長 2014年7月 当社執行役員 2015年6月 当社取締役兼執行役員 2016年6月 当社管理本部長（現任） 2017年6月 当社取締役兼常務執行役員 2020年6月 当社代表取締役副社長兼副社長執行役員（現任）	8,500株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、前職において培った金融、経済全般にわたる高い知見を活かし、入社以来、経理・財務関連業務や人事・総務関連業務等に実績を有していることから、取締役候補者となりました。			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	みちばた のりあき <b>道端 徳昭</b> (1964年12月15日生) <b>再任</b>	1989年 4 月 当社入社 2008年 4 月 当社大阪支社営業第 1 部長 2013年 7 月 当社大阪支社副支社長 2015年 6 月 当社執行役員 2016年 4 月 当社大阪支社長 2019年 6 月 当社取締役 2021年 4 月 当社営業統括本部長 (現任) 2022年 6 月 当社取締役兼常務執行役員 (現任)	5,389株
[取締役候補者とした理由] 同氏は入社以来、営業部門に携わり、当社における業務上の豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	あだち みなこ <b>安達 美奈子</b> (1956年10月1日生) <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	1979年 4 月 ホーチキ(株)入社 2006年 6 月 ホーチキヨーロッパ (U K) リミテッド社長 2010年 6 月 ホーチキ(株)取締役 ホーチキ消防科技 (北京) 有限公司董事長 2012年10月 ホーチキオーストラリア P T Y リミテッド取締役社長 2013年 4 月 ホーチキ消防科技 (北京) 有限公司董事長兼総経理 2015年 6 月 ホーチキ商事(株)代表取締役 2019年 6 月 当社取締役 (現任) 2019年 6 月 ホーチキ(株)監査役 (非常勤) (現任) 2023年 6 月 三信電気(株)社外取締役 (現任)	一株
[社外取締役候補者とした理由および期待される役割] 同氏は、企業経営の豊富な経験や実績を有し、とりわけ海外での経験が豊富で、当社の経営全般に助言をいただくとともに、経営監督機能の一層の強化が期待できるため、社外取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	ひらの しんいち <b>平野 伸一</b> (1956年1月16日生) <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	1979年4月 朝日麦酒(株) (現 アサヒグループホールディングス(株)) 入社 2011年7月 アサヒビール(株)常務取締役営業統括本部長 2013年3月 同社専務取締役営業統括本部長 2015年3月 同社取締役副社長 2016年3月 同社代表取締役社長 2019年3月 同社代表取締役社長 退任 2020年1月 ギグワークス(株)社外取締役 (現任) 2020年6月 当社取締役 (監査等委員) 2021年6月 理研ビタミン(株)社外取締役 (現任) 2022年6月 当社取締役 (現任)	一株
(社外取締役候補者とした理由および期待される役割) 同氏は、他社役員として長年培われた企業経営の豊富な経験や実績、幅広い知見を有しており、当社の経営全般に助言をいただくとともに、経営監督機能の一層の強化が期待できるため、社外取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	ふくだ いっこ <b>福田 伊津子</b> (1962年2月5日生) <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	1984年4月 (株)東芝 入社 2018年6月 東京エレクトロニクスシステムズ(株) 代表取締役社長 2019年10月 東芝エレクトロニクスシステムズ(株) 代表取締役社長 2022年10月 東芝電波テクノロジー(株) 取締役 2023年6月 東芝電波テクノロジー(株) 取締役 退任	一株
(社外取締役候補者とした理由および期待される役割) 同氏は、企業経営の豊富な経験や実績を備え、さらにIT分野における高度な知見を有しており、当社の経営全般に助言をいただくとともに、経営監督機能の一層の強化が期待できるため、社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 安達美奈子氏、平野伸一氏および福田伊津子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 安達美奈子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。平野伸一氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年（うち監査等委員である取締役として2年）となります。
4. 当社は、安達美奈子氏および平野伸一氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、両氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、福田伊津子氏の選任が承認された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金および費用を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、安達美奈子氏および平野伸一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ており、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。また、福田伊津子氏についても、同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況	性別
1	佐野 雅一 <small>さの まさかず</small> <span>再任</span>	取締役常勤監査等委員	17回中17回 (100%)	12回中12回 (100%)	男性
2	水村 健一郎 <small>みづむら けんいちろう</small> <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	取締役監査等委員	17回中17回 (100%)	12回中12回 (100%)	男性
3	中川 善雄 <small>なかがわ よしお</small> <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	取締役監査等委員	17回中17回 (100%)	12回中12回 (100%)	男性
4	北殿 寿生 <small>きたどの ひさお</small> <span>新任</span>	執行役員 内部監査室長	—	—	男性
5	生越 栄美子 <small>いきごし えみこ</small> <span>新任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	—	—	—	女性

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	さ の <b>佐野 雅一</b> (1958年2月10日生) <b>再任</b>	1980年4月 くろがね新晃(株) (現当社) 入社 2012年4月 当社技術本部品質保証部長 2015年4月 当社技術本部設計部長 2018年6月 当社執行役員 2021年6月 当社技術本部顧問 2022年6月 当社取締役 (常勤監査等委員) (現任)	15,600株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 同氏は入社以来、技術部門に携わり、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映することにより、当社の監査・監督機能強化が期待できるため、監査等委員である取締役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	みずむら けんいちろう <b>水村 健一郎</b> (1955年9月18日生) <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	2005年7月 (株)東京三菱銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 神戸支社長 2007年6月 小田急不動産(株)取締役 2017年1月 千歳興産(株)常務取締役 2018年6月 当社取締役 (監査等委員) (現任)	一株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 同氏は、金融機関における長年の経験および他社役員としての高い見識と豊富な実績を有しており、経営全般について広範かつ高度な視野で監査・監督していただくことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	なかがわ よしお <b>中川 善雄</b> (1956年5月6日生) <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	1995年4月 東京地方検察庁検事 2017年4月 大阪高等検察庁検事 2019年7月 弁護士登録、静岡県弁護士会入会 2019年11月 中川法律事務所 弁護士（現任） 2020年6月 当社取締役 2022年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）	11,300株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 同氏は、過去に会社経営に関与されたことはありませんが、検事・弁護士として培われた豊富な経験と専門知識を有しており、当社の内部統制の改善ならびにコンプライアンス強化等に向けた客観的かつ適切なアドバイスが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	きたどの ひさお <b>北殿 寿生</b> (1960年9月15日生) <b>新任</b>	1983年4月 当社入社 2012年4月 当社管理本部情報システム部長 2016年4月 当社管理本部情報システム部統括部長 2017年10月 当社内部監査室長（現任） 2018年6月 当社執行役員（現任）	6,200株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 同氏は入社以来、管理部門および内部監査部門に携わり、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映することにより、当社の監査・監督機能強化が期待できるため、監査等委員である取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	<p style="text-align: center;">いきごし えみこ <b>生越 栄美子</b> (1960年5月13日生)</p> <p style="text-align: center;">新任 社外 独立</p>	<p>1990年10月 中央新光監査法人 入所 1994年3月 公認会計士登録 (現任) 2003年6月 中央青山監査法人 社員 2007年8月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所、パートナー 2023年10月 生越公認会計士事務所 代表 (現任)</p>	一株
<p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割]</p> <p>同氏は、過去に会社経営に関与されたことはありませんが、公認会計士として培われた豊富な経験や幅広い見識を有しており、当社監査体制の強化に活かしていただくことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 水村健一郎氏、中川善雄氏および生越栄美子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 水村健一郎氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 中川善雄氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年 (うち監査等委員である取締役として2年) となります。
5. 当社と水村健一郎氏および中川善雄氏の間では、現在、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、各氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、生越栄美子氏の選任が承認された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金および費用を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、水村健一郎氏および中川善雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けており、各氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。また、生越栄美子氏についても、同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

(ご参考)

取締役のスキルマトリックス（本総会において各取締役候補者が選任された場合）

	氏名	企業経営	財務・会計	営業 ・マーケティング ・戦略	製造・技術 ・IT	法務 ・コンプライアンス ・リスクマネジメント	ESG ・サステナビリティ	業界の 知見	人事労務 人材開発	国際性
取締役	末永 聡	●		●	●		●	●		●
	青田 徳治	●	●	●		●	●		●	
	谷口 武則	●			●			●	●	●
	藤井 智明	●		●	●			●		●
	道端 徳昭	●		●				●		
	安達 美奈子	社外 独立 ●		●						●
	平野 伸一	社外 独立 ●		●					●	●
	福田 伊津子	社外 独立 ●			●					
取締役 監査等 委員	佐野 雅一				●			●		
	水村 健一郎	社外 独立 ●	●	●						
	中川 善雄	社外 独立 ●				●				
	北殿 寿生				●	●		●		
	生越 栄美子	社外 独立 ●	●							

## 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本総会開催の時をもって、2023年6月23日開催の第74回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役岡尾竜平氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。  
候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<p style="text-align: center;">おか お                      りょう へい <b>岡尾                      竜平</b> (1979年7月11日生)</p> <p style="text-align: center;"><b>社外</b> <b>独立</b></p>	<p>2001年10月 新日本監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所 2005年7月 公認会計士登録 2019年6月 EY 新日本有限責任監査法人 退所 2019年7月 岡尾公認会計士事務所 代表（現任）</p>	一株

〔補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕

同氏は、公認会計士として培われた豊富な経験や幅広い見識を有しており、当社監査体制の強化に活かしていただくことが期待できるため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 岡尾竜平氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。  
3. 岡尾竜平氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。  
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金および費用を、当該保険契約により填補することとしております。岡尾竜平氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。  
5. 岡尾竜平氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## 第5号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）等に対する株式報酬等の額および内容決定の件

## 1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社は、2016年6月28日開催の第67回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の限度額を年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）としてご承認をいただいておりますが、当該報酬限度額とは別枠で、新たに当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。）および一部執行役員（国内非居住者を除く。取締役と併せて、以下「取締役等」という）を対象に、当社株式を報酬として交付する株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

当社は、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を定めており、その概要は事業報告15頁に記載のとおりですが、本議案をご承認いただいた場合には、その内容を株主総会参考書類53頁～54頁に記載の「(ご参考) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」のとおりに変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、取締役の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としたものであり、導入は相当であると考えております。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されすと5名となります。

また、本制度は、一部執行役員も対象としており、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では対象となる執行役員が本制度の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につきその額および内容を提案するものであります。

## 2. 本制度における報酬等の額および内容等

## (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、役位および業績目標の達成度に応じて取締役に付与されるポイントに相当する当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。

（詳細は下記(2)以降のとおり。）

●本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および国内非居住者を除く）当社の一部執行役員（国内非居住者を除く）

●本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響

- ① 当社が拠出する金員の上限  
3事業年度を対象として合計648百万円
- ② 取締役等が交付等を受ける当社株式の数の上限および当社株式の取得方法
  - ・ 3事業年度を対象として取締役等に交付等が行われる当社株式等の総数の上限は108,000株
  - ・ 本制度に伴う当社株式は、株式市場または当社から取得
- ③ 業績達成条件の内容
  - ・ 各セグメント担当別に予め定める業績目標指標の達成項目に応じて付与
- ④ 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期
  - ・ 原則、取締役および執行役員を退任した時

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（当初は、2025年3月31日で終了する事業年度から2027年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、信託期間の継続が行われた場合には、以降の各3事業年度）を対象とします（本制度の対象とする期間を、以下「対象期間」という。）。

当社は、対象期間毎に合計648百万円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社から取得します。当社は、取締役等に各セグメント担当別に予め定める業績目標指標の達成項目に応じて、原則、中期経営計画の終了後にポイントの付与を行い、取締役等の退任時に付与されているポイントの累積値（以下、「累積ポイント」という。）に相当する数の当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。当社は、延長された信託期間毎に合計648百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与および当社株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、648百万円の範囲内とします。

### (3) 取締役等が交付等を受ける当社株式等の数の算定方法および上限

取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、株式報酬規程に基づき、各セグメント担当別に定める業績目標指標の達成項目に応じて、原則、中期経営計画の終了後に付与されるポイントの累積ポイント数により定まり、取締役等に交付等が行われる当社株式等の総数は、3事業年度を対象として108,000株が上限となります。

なお、1ポイント＝当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式について、信託期間中に株式の分割・株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、交付等が行われる当社株式の数を調整いたします。

### (4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則退任した時点における累積ポイントに相当する数の当社株式等の交付を本信託から受けるものとします。

このとき、当該取締役等は、付与されたポイントの一定の割合に相当する数の当社株式について交付を受け、残りのポイントに相当する数の当社株式については本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

### (5) マルスならびにクローバック制度

取締役等に重大な不正・違反行為等が発生した場合に、本制度において当社が当該取締役等に対し、当社株式等の交付等を受ける権利の喪失または没収（マルス）ならびに交付した当社株式等相当の金銭の返還請求（クローバック）ができる制度を定めます。

(6) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出等の都度、取締役会において定めます。

---

《ご参考》 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を定めており、その概要は事業報告15頁に記載のとおりであります。第5号議案をご承認いただいた場合、以下のとおり当該方針を変更いたします。

当社では、指名・報酬委員会が取締役会の諮問に応じて取締役の報酬等に関する方針について審議・答申を行い、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議することとしております。

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、その限度内で人事担当取締役が経営環境および功績等を勘案のうえ原案を作成し、客観性・透明性を確保するために指名・報酬委員会および監査等委員会の意見を参考にしたうえで社外取締役を含む取締役会の決議により決定しております。

監査等委員である各取締役の報酬額は、その限度内で監査等委員である取締役の協議により決定しております。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬および業績連動型金銭報酬ならびに株式報酬で構成されております。業績連動型金銭報酬に係る指標としては、主に当社の営業利益および連結営業利益等を選択しております。これらの利益を業績連動報酬の指標としている理由は、本業の収益性を示す指標として最も適しているためであります。業績連動型金銭報酬は役職毎に定められた固定報酬に、当事業年度における営業利益および連結営業利益等の過年度比増減、各役員の個人業績評価、翌事業年度以降の業績見込み等により総合的に決定された業績支給率を乗じて決定し、固定報酬と併せて、翌事業年度の月例報酬として支給しております。単体および連結の各利益の実績については、計算書類および連結計算書類をご参照ください。また、株式報酬は、譲渡制限付株

式報酬と業績連動型株式報酬で構成されます。譲渡制限付株式報酬は、一定の譲渡制限期間を付した譲渡制限付株式を各取締役の在任時に交付する制度です。業績連動型株式報酬は、担当するセグメント別の業績目標達成に応じて予め定められたポイントの付与を行い、ポイントに相当する数の当社株式等を、取締役等の退任時に交付を行う制度です。担当するセグメント別の業績目標は、当社が中期経営計画で定めた業績目標を勘案の上、対象者毎に設定をしており、その主なものは連結ROEなどの財務指標のほか、人的資本に関連する非財務指標です。

なお、社外取締役については、その役割と独立性の観点から、固定報酬のみとしております。

以 上

